

(別 紙)

諮問番号：平成28年6月23日付け目健介第1415号

答申書

1. 本件の経緯

本件の審査請求人〇〇〇〇さん（以下「請求人」という。）は、目黒区個人情報保護条例（以下「本条例」という。）に基づいて自己情報の開示請求をし、開示拒否決定処分につき、審査請求をしている（以下、期日はその文書日付であることを示す）。

平成28年5月30日 請求人が実施機関に対し、（故）〇〇〇〇（請求人の父）及び（故）〇〇〇〇（請求人の母）の要介護度及び認定有効期間の履歴（以下、「本件文書」という。）を自己情報として開示請求

同年6月13日 目黒区長（以下、「実施機関」という。）が拒否決定処分を通知

同年6月15日 請求人が上記処分につき審査請求

同年6月23日 実施機関が当審査会に諮問

同年6月30日 実施機関が審査会に理由説明書を提出

同年7月5日 請求人が意見書を提出

同年8月5日 本件諮問の審議

同年9月2日 本件諮問の審議

同年10月11日 本件諮問の審議

2. 審査会の判断

1) 請求人は、審査請求書において、次のとおり主張している。

「『請求に応じられない理由』に示された自己情報開示の要件は、個人情報保護条例にも同条例ガイドラインにも明記されていない。条例等に明文化されていないにも関わらず、大して重要でもない自己情報の開示を拒むのは、同条例の拡大解釈であり、恣意的運用である」。

2) これに対し、実施機関は理由説明書において、次のとおり主張している。

実施機関は、本条例18条1項の「運用・解釈では、『死者の個人情報のうち、遺族等請求者自身の個人情報であると考えられるもの及び社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるものについては、遺族間において開示請求をめぐる意思の対立が明白である場合を除いて、条例に基づく開示請求の対象として認める」とされ、また「請求することができる者が複数存在する場合は、各人平等に取り扱うこと

とするか、近親者の委任状を添付し、遺族間に意思の対立がないことを確認の上対応する」とされているところ、本請求に当たって、『遺族間に意思の対立がないことを確認』する同意書の添付は不可能であるとの申し出があったため、条例の運用・解釈に照らし合わせ、開示拒否の決定処分を行った」と主張する。

3) これに対し、請求人は意見書において、次のとおり主張している。

請求人は、理由説明書における事実の誤り（「遺産分割調停中」ではなく、「遺産分割協議中」の誤りであること、また同意書の添付につき「不可能」とは言っていないということ）を指摘した上で、審査請求書での主張のとおり、そもそも『同意書の添付』義務は明文がなく、「不必要」とであると主張する。

さらに請求人は、本件文書は、「事実経過に関する基礎的・客観的かつ中立的情報」であり、開示により「権利侵害に結びついたりするようなことは通常考えられず、逆に、合理的協議の促進に資するはず」であり、実施機関が「実害」を「具体的に」示すべきである。また請求人は、開示請求の理由として、「遺産分割協議の資料として」の利用以外の理由もあることを主張する。

4) 当審査会の判断は、次のとおりである。

本条例 18 条 1 項によれば、開示対象は「自己を本人とする」個人情報であり、死者の個人情報については、死者と請求者との関係性、開示請求対象情報の性質、開示により他者の権利・利益を侵害する蓋然性などを総合考慮し、個別具体的に請求の可否を判断すべきものと解される。

本件の請求者は遺族であり、死者の個人情報の取得に正当な利益を有しうるとともに、死者の個人情報の取扱いにつき十分に配慮する蓋然性が高い者である。もっとも、本件文書は、死者の要介護度及び認定有効期間の履歴であり、遺言を作成する意思能力の有無などの一般的に相続に関係しうる情報であるから、開示により請求者以外の他の遺族の権利・利益が侵害される蓋然性がある。したがって、本件文書のように一般的に相続に関係しうる情報については、遺族間に意思の対立がない場合に限り開示対象になるとの解釈が妥当である。また、このような情報につき、実施機関が一律に「遺族間に意思の対立がないことを確認」する同意書などを要求する運用は、請求者本人の個別具体的な事情を斟酌しないですむ点で個人情報保護の観点からも妥当と解される。

本件では、「遺族間に意思の対立がないことを確認」する同意書などは提出されていないことから、実施機関の開示拒否決定処分は妥当である。

5) 審査会の結論

以上の理由により、本件審査請求には理由がなく、請求人の審査請求は棄却されるべきである。

2016（平成28）年10月18日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中島 徹

副会長 卷美矢紀

委 員 江島晶子